

消防法の一部を改正する法律の概説

予防課

1 改正法案の経過

消防庁では、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模・高層ビルを中心にビル全体の防災管理を強化する必要性が高まるとともに、近年、建築物全体の防火管理体制があいまいな雑居ビル等を中心として多数の死者を伴う火災被害が頻発していること、また、検定を未受検、不正受検の消防用機器等が市場に流通する事案が発生していること、さらには、平成22年5月に実施された公益法人事業仕分け（以下「公益法人事業仕分け」という。）において、「検定」について自主検査・民間参入拡大に向けた「見直し」等の評価結果が出されたこと等を背景に、「今後の火災予防行政の基本的な方向について」を踏まえた対応について（報告）（平成23年12月予防行政のあり方に関する検討会）及び「東日本大震災を踏まえた今後の消防防災体制のあり方に関する答申」（平成24年1月30日消防審議会）が取りまとめられたことを踏まえ、高層建築物等における防火管理体制の拡充を図るとともに、検定に合格していない消防用機器等に係る回収命令の制度を創設する等の措置を講ずる必要があることから、第180回国会（平成24年通常国会）に「消防法の一部を改正する法律案」（閣法第49号）を提出しました。

同法案については、平成24年4月19日に参議院総務委員会において審議、同日、可決、翌20日に参議院本会議で同じく可決し、続いて6月19日に衆議院総務委員会において、審議、同日、可決、同日、衆議院本会議で同じく可決、成立し、6月27日に公布されました（平成24年法律第38号）。

以下、改正後の消防法の概要を紹介します。

2 改正後の消防法の内容

今回、火災被害の軽減を図る等のために、大きく分けて以下の4点について改正を行いました。

- ①雑居ビル等における防火・防災管理体制の強化
- ②消防機関による火災調査権の拡大
- ③消防用機器等の違法な流通を防止するための措置の拡充
- ④消防用機器等の「検定」制度等の見直し

1. 雑居ビル等における防火・防災管理体制の強化

(1) 雑居ビル等について、建築物全体の防火管理業務を行う「統括防火管理者」の選任を義務付け（第8条の2関係）

現行制度では、高層建築物や比較的規模の大きい建築物等で管理権原者が複数となるものについては、共同で

防火管理を行うこととされており、各々の管理権原が存する部分ごとに防火管理者を選任して防火管理を実施する一方、建築物全体の防火管理として共同で実施すべき事項について管理権原者間で協議して定めることを義務付け、これらの事項を定めた場合には、消防機関に届出を行わなければならないこととしています。

また、共同防火管理を実施している建築物等においては、消防法施行規則に基づき、管理権原者間で協議すべき事項の一つとして「統括防火管理者」を定めることとされていますが、その役割や権限が法令上においても明確でないことなどから、例えば建築物全体での避難訓練等の実施に支障を生じる等の課題が指摘されています。

こうしたことから、消防法において、管理権原者に「統括防火管理者」の選任を義務づけ、統括防火管理者に建築物全体の防火管理に係る消防計画の作成、当該消防計画に基づく建築物全体の避難訓練等の実施等の建築物全体の防火管理上必要な業務を行わせるとともに、建築物全体の防火管理を実効性のあるものとするために、各防火管理者に対して必要に応じて指示をすることができることとしました。

(2) 大規模・高層建築物等について、建築物全体の防災管理業務を行う「統括防災管理者」の選任を義務付け（第36条関係）

大規模・高層建築物等で管理権原者が複数となるものについては、共同で防災管理を行うこととされており、共同防火管理と同様に、各々の管理権原が存する部分ごとに防災管理者を選任して防災管理を実施する一方、建築物全体の防災管理として共同で実施すべき事項について管理権原者間で協議して定めることを義務付け、これらの事項を定めた場合には、消防機関に届出を行わなければならないこととしています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、都市部の高層ビルを中心に激しい揺れに伴う人的・物的被害が発生したことや、在館者の避難に関連して混乱が生じたことを鑑みて、統括防火管理者と同様に、消防法において、管理権原者に「統括防災管理者」の選任を義務付け、統括防災管理者に建築物全体の防災管理に係る消防計画の作成、当該消防計画に基づく建築物全体の避難訓練の実施等の建築物全体の防災管理上必要な業務を行わせるとともに、建築物全体の防災管理を実効性のあるものとするために、各防災管理者に対して必要に応じて指示をすることができることとしました。

2. 消防機関による火災原因調査権の拡大(第32条関係)

現行制度では、火災原因調査を行うために消防機関に



付与されている権限のうち、質問権は「関係のある者」（およそ何らかの関係を有する者一切）に対し付与されている一方で、資料提出命令権及び報告徴収権は「関係者」（建築物等の所有者、管理者又は占有者）に限られています。

このため、消防機関が製品火災に係る火災原因調査を行うに当たって、製造・輸入業者に対して資料提出等を求めた場合に、製造・輸入業者から協力を拒否される事例も発生しています。

こうしたことから、製品火災に係る火災原因調査の実効性の向上を図るため、消防機関に対し、製造・輸入業者への資料提出命令権及び報告徴収権を付与することとしました。

3. 消防用機器等の違法な流通を防止するための措置の拡充（第21条の8、第21条の13、第21条の16の6、第41条等関係）

現行制度では、消防用機器等のうち、一定の形状等を有しないことにより、火災発生時に必要な機能を発揮できず、その結果、国民の生命・財産に重大な支障を生ずるおそれのある品目については、「検定」又は「自主表示」の対象とし、粗悪品が市場に流通しないよう販売規制を課しています。

しかしながら、現行の消防法では、規格不適合品や規格適合表示のない検定品・自主表示品を市場に流通させた場合には、罰則（30万円以下の罰金）があるのみで、販売業者等による自主的な回収を行政指導として要請しているところ です。

こうしたことから、検定の未受検事案及び不正受検事案が発生していることも踏まえて、日本消防検定協会（以下「検定協会」という。）又は登録検定機関は、不正な手段により検定に合格した消防用機器等の検定合格の決定を取り消すことができることとし、販売業者等が、規格不適合品や規格適合表示のない検定品・自主表示品を市場に流通させた場合には、総務大臣は、回収等を命ずることができること（回収等の命令に違反した法人には最高1億円の罰金刑）としました。加えて、規格不適合品や規格適合表示のない検定品・自主表示品を市場に流通させた場合における罰則を1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に引き上げることとしました。

4. 消防用機器等の「検定」制度等の見直し

(1) 登録検定機関の要件のうち試験設備の「保有」要件を緩和し、民間参入を促進（第21条の46関係）

公益法人事業仕分けにおいて、「検定」については実質的な民間参入ができるように見直しを行うこととの判定を受けたことを踏まえ、民間参入に係る初期投資のコストを引き下げるために、登録検定機関の登録要件である試験設備の「保有」要件を緩和することとしました。

(2) 「個別検定」を「型式適合検定」に改め、その実施方法を明確化（第21条の2関係）

公益法人事業仕分けにおいて、個別検定については、抜取検査である旨を明確にすることとの判定を受けたことを

消防法の一部を改正する法律の概要

【背景】
○ 東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模・高層ビルを中心にビル全体の防災管理を強化する必要性が高まるとともに、近年、建築物全体の防火管理体制があいまいな雑居ビル等を中心として多数の死者を伴う火災被害が頻発
○ 検定を未受検、不正受検の消防用機器等が市場に流通する事案が発生
○ 公益法人事業仕分け（平成22年5月）において、「検定」について自主検査・民間参入拡大に向けた「見直し」等の評価結果

【改正概要】

- ① 雑居ビル等における防火・防災管理体制の強化
 - 複合ビルについて、建築物全体の防火管理業務を行う「統括防火管理者」の選任を義務づけ、統括防火管理者に対して各防火管理者への指示権を付与
 - 大規模・高層の建物については、建築物全体の防火管理業務を行う「統括防災管理者」の選任を義務づけ
- ② 消防機関による火災調査権の拡大
 - 火災原因と疑われる製品の製造事業者等に対する資料提出命令権等を消防機関に付与
- ③ 消防用機器等の違法な流通を防止するための措置の拡充
 - 検定を未受検・不正受検の消防用機器等が市場に流通した場合における総務大臣による回収等の命令権を創設（最高1億円以下の罰金刑）
 - 未受検の消防用機器等を市場に流通させた者に対する罰則の引き上げ（30万円以下の罰金 → 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（併科刑））
- ④ 消防用機器等の「検定」制度等の見直し
 - 登録検定機関の要件のうち試験設備の「保有」要件を緩和し、民間参入を促進
 - 「個別検定」を「型式適合検定」に改め、その趣旨及び自主的検査方式の導入を含む手続を明確化
 - 日本消防検定協会の業務のうち「検定」と紛らわしい「鑑定」に代えて、「製造業者等の依頼に基づき評価業務を行うこと」を業務として規定
 - 自主表示対象機械器具等の製造業者等に対して、検査記録の作成・保存を義務づけ

【施行期日】 平成25年4月1日（上記①：平成26年4月1日）

踏まえて、「個別検定」の名称を「型式適合検定」に改め、その実施方法について総務省令で定めることとしました。

(3) 検定協会の業務のうち「鑑定」を廃止（第21条の36関係）

公益法人事業仕分けにおいて、「鑑定」については、住宅に設置義務のない消火器が「検定」であるのに対し、設置義務のある住宅用火災警報器が「鑑定」であることが制度上疑問であるなどの理由により、廃止することとの判定を受けたことを踏まえて、検定協会の業務のうち「鑑定」に代わり、「製造業者等からの依頼に応じて評価業務を行うこと」を業務として規定することとしました。

(4) 自主表示対象機械器具等の製造業者等に対して、検査記録の作成・保存を義務付け（第21条の16の3関係）

公益法人事業仕分けにおいて、自主検査の導入ができるよう見直しを行うこととの判定を受けたことを踏まえて、検定対象品目を自主表示対象品目に移行すること等の見直しを行うことを予定しています。

こうしたことから、自主表示対象機械器具等に係る品質の確保を行うために、その検査方法を総務省令で明確化するとともに、自主表示対象機械器具等の製造業者等は、当該検査に係る記録を作成し、保存しなければならないこととしました。

3 おわりに

今回の消防法改正法は、平成25年4月1日（「雑居ビル等における防火・防災管理体制の強化」については平成26年4月1日）から施行されることから、消防庁では、今回の法改正を受けて、統括防火管理者の資格要件及び責務、型式適合検定の実施方法、自主表示対象機械器具等の検査方法、自主表示対象機械器具等の検査記録の作成・保存方法等について、政令・総務省令等の諸規定を整備するとともに、地方公共団体への必要な情報提供、助言等、改正法の円滑な施行に向けた準備作業を進めていく予定です。